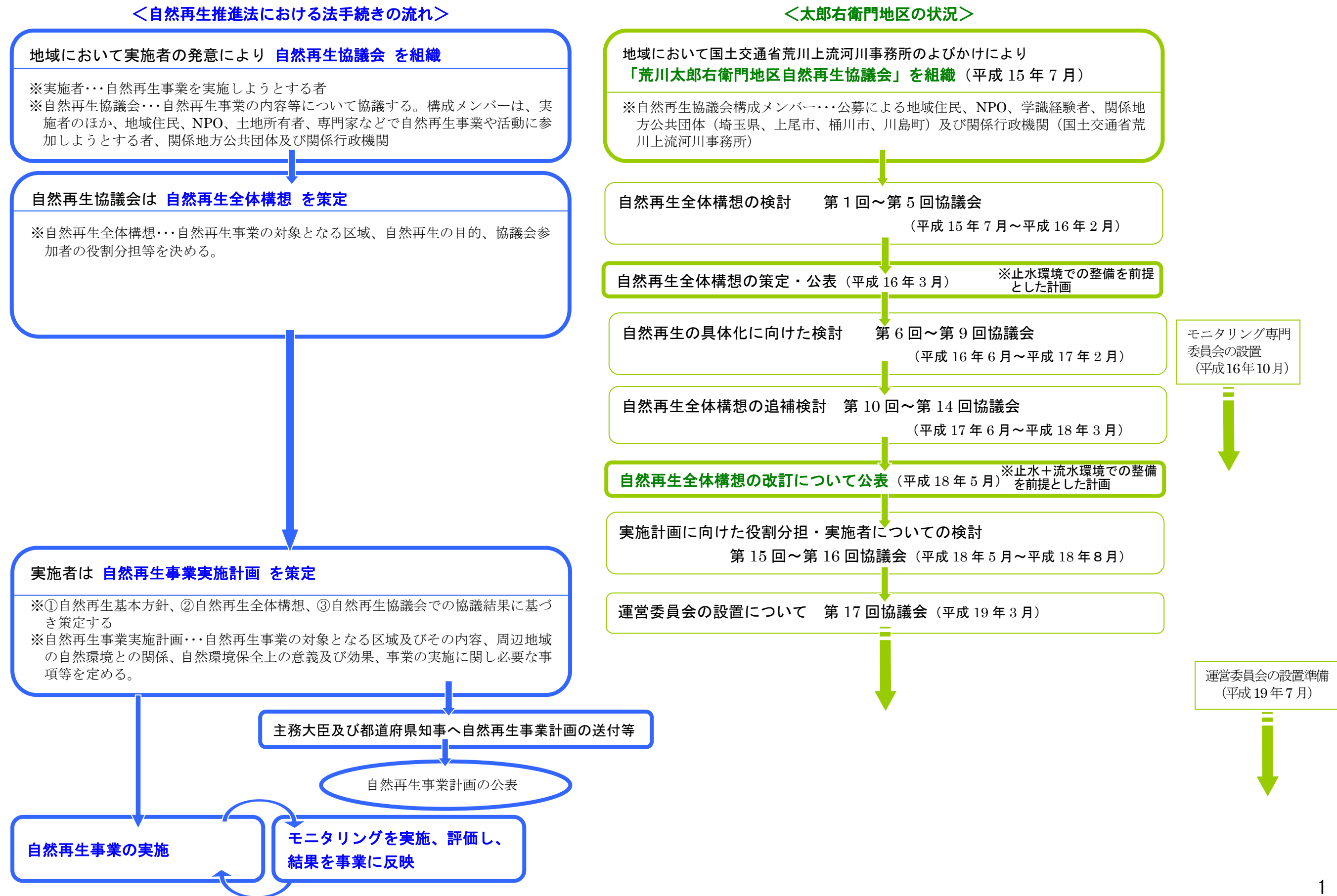


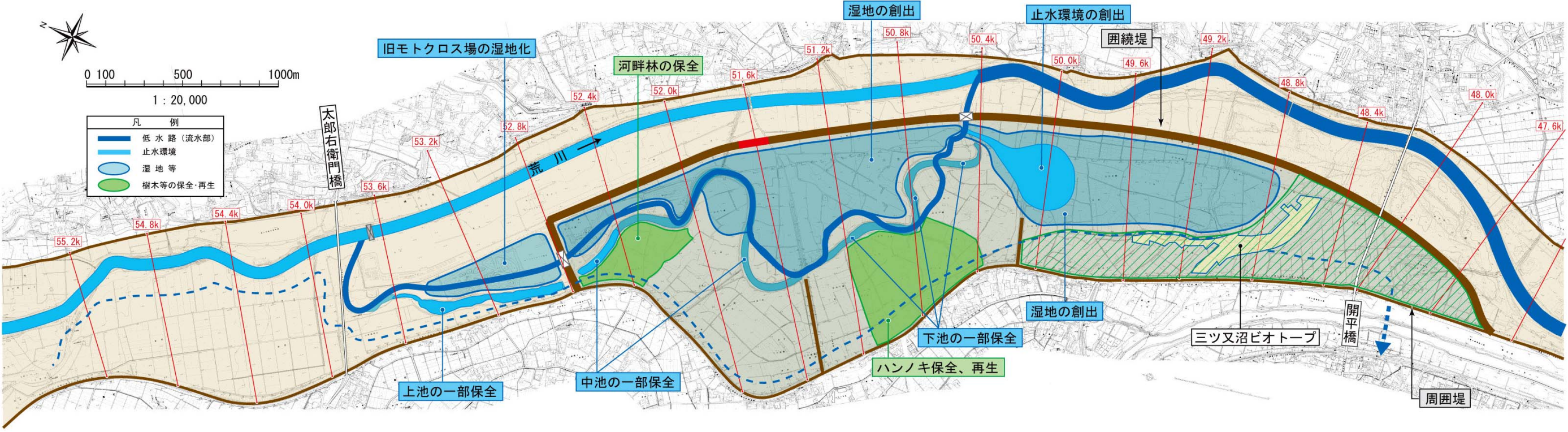
■自然再生推進法における法手続きの流れと太郎右衛門地区の状況



■これまでの協議会における主な決定事項

	決定項目	内容
第10回～第15回協議会（平成17年6月11日～平成18年5月28日） 自然再生全体構想改定	自然再生目標	【湿地環境の保全・再生】 I. 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境を保全・再生する。特に、多様性、自然性が高い湿地環境については全体のバランスを考慮し拡大を図る。 【過去に確認された生物が住める環境の再生】 II. 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指すものとする。 【蛇行河川の復元】 III. 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。 【荒川エコロジカル・ネットワークの形成】 IV. 周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。 【治水面からもプラス】 V. 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。
	自然再生目標を達成するための施策	【多様な水域・水際環境創出の施策】 1. 旧流路の流水路としての整備 荒川本川と連続した低水路を整備し、流水を有した本来の河川環境を復元する。 流水路の平面線形は、旧流路の形状をできるだけ活かすこととするが、現況の希少種等の生育・生息範囲を考慮して設定する。 2. 旧流路の保全 太郎右衛門地区に現存する特徴的な自然環境及びそこに生息する希少種等を保全する。 希少種等の保全にあたっては、保全・代替の難易を考慮してミティゲーションを図るものとする。 3. 湿地及び止水環境の拡大 多様な水域・水際環境を創出するために、流水路周辺を掘削し、湿地や止水環境を拡大する。 掘削範囲は、流水路の線形、現況の土地利用及び地形、希少種の分布状況等を勘案して設定する。 【その他の施策】 4. 河畔林の保全 中池右岸側のムクノキ・エノキ林から成る河畔林の保全及びまとまった自然地を確保するため、民有地を公有地化し、適切な管理を行う。 5. ハンノキ林の保全・再生 下池に現存するハンノキ林を含む周辺地区を公有地化し、適切な保全・管理を行っていく。 また現状では自然による攪乱・更新が望めないため、人為的にハンノキが発芽、生育に適する湿性地を新たに創出する等の検討も行う。 6. 河川縦断方向の連続性の確保 荒川本川と流水路の間に落差が生じた場合、魚類をはじめとする水生生物の移動障害とならないよう河川縦断方向の連続性を確保する。 取水施設を整備する場合は、自然環境への影響を抑制するように努める。 7. 治水面での施策 調節池計画との整合、整備により生じた土砂の有効活用などを実施していく。 ・調節地計画との整合…今後、自然再生事業を実施するに当たって、第4調節池計画との整合を図り、整備を進めていくものである。 8. 維持管理 自然再生事業を推進する上で必要となる維持管理項目を抽出し、管理内容や役割分担、仕組み等を検討した上で、多様な主体の連携・参加のもと実施していく。 9. モニタリング 自然再生の事業を進める上で、常に科学的知見に基づき物理環境や生物環境についてモニタリングを行い、その結果の評価を踏まえ、維持管理や整備を段階的に進めるものである。モニタリングは、調査方針、評価方針を明確にした上で取り組む必要がある。 10. 環境学習と安全な利用 荒川太郎右衛門地区自然再生事業における環境学習は、地域と自然について体験し、学ぶことにより、当地区の環境を守り育てることが目的である。このため、環境学習をはじめとする利活用推進方策を検討する。 また、地域の生活環境に悪い影響を及ぼさないことはもちろん、自然再生を通じて地域に貢献できる事業とする。
	その他	・生態系モニタリング専門委員会を設置する。（第8回協議会 H16.10.31） ・エコロジカル・ネットワークや自然環境学習等の専門委員会を必要に応じて設置する。 ・協議会及び関連する会議の運営、議事、作成資料、進め方等について議論していく運営委員会を設置する。（第17回協議会 H19.3.17）

自然再生イメージ図



ただし、このイメージ図に示す施設や掘削形状等は、自然再生全体構想検討の参考とするために一例を示したものであり決定事項ではない。

